

空港内の排水施設・共同溝・地下道 点検マニュアル

令和6年3月

国土交通省 航空局

目 次

1. 適用範囲	1
2. 構造物の分類	1
3. 点検方法	
3-1. 巡回点検	1
3-2. 定期点検	3
4. 判定・診断基準	4

1. 適用範囲

本マニュアルは、空港内の排水施設・共同溝・地下道に適用する。

2. 構造物の分類

排水施設、共同溝、地下道の構造物の分類は表-1のとおりとし、構造物に応じた点検を実施するものとする。

表-1 構造物の分類

施設名	構造物
排水施設	鉄筋コンクリート管等(遠心力鉄筋コンクリート管含む)、陶管、硬質塩化ビニル管、強化プラスチック複合管、高耐圧ポリエチレン管、カルバート
共同溝	カルバート
地下道	カルバート、擁壁、トンネル

3. 点検方法

3-1. 巡回点検

点検方法は、構造物の分類毎に表-2のとおりとする。

表-2 巡回点検の方法

構造物	点検方法
鉄筋コンクリート管等(遠心力鉄筋コンクリート管含む)、陶管	下水道維持管理指針実務編(2014版公益社団法人日本下水道協会)第10章第2節第1項 巡視・点検に準じて行う
硬質塩化ビニル管、強化プラスチック複合管、高耐圧ポリエチレン管	下水道維持管理指針実務編(2014版公益社団法人日本下水道協会)第10章第2節第1項 巡視・点検に準じて行う
大型カルバート	目視により剥離、鉄筋露出、変形、漏水、堆積物等の変状がないか確認する
カルバート(大型を除く)	目視により剥離、鉄筋露出、変形、漏水、堆積物等の変状がないか確認する
擁壁	目視により剥離、鉄筋露出、うき、漏水等の変状がないか確認する
トンネル	目視により剥離、鉄筋露出、うき、漏水等の変状がないか確認する

なお、大型カルバートとカルバート(大型除く)の別は、表-3を参考とする。

表-3 カルバートの分類

	大型カルバート	カルバート(大型除く)
基本施設直下、道路直下のカルバート ※1	○	—
内空に2車線以上の道路を有する程度 の規模のカルバート	○	—
上記以外のカルバート	—	○

※1 基本施設直下、道路直下と連続するカルバートは大型カルバートとする。

また、基本施設直下でなくても航空機荷重が設定されていれば大型カルバートとして扱う。

内空に2車線以上の道路を有する程度の規模のカルバートとは、図-1を参考とする。図-2に示す2連以上のカルバート場合は1断面の内空規模(図-1)で判断するが、基本施設直下に設置されている場合は内空規模によらず大型カルバートとして扱う。

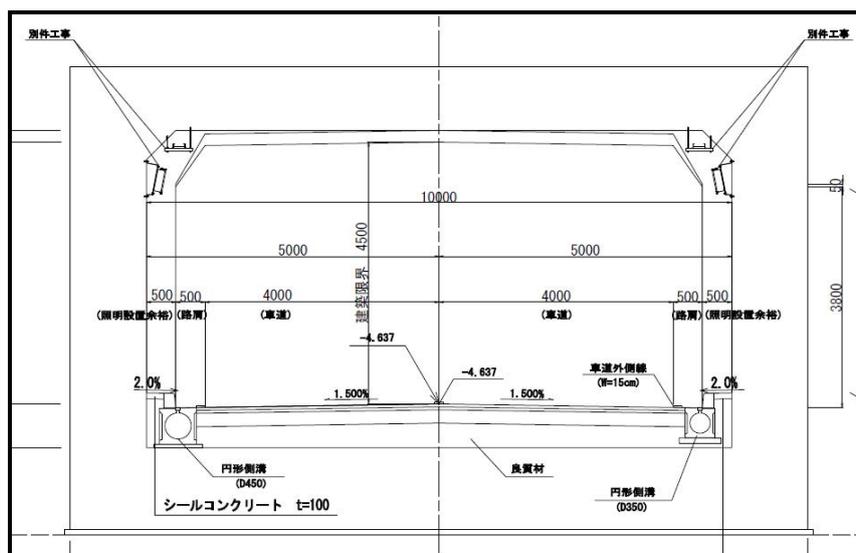


図-1 内空に2車線以上の道路を有する程度の規模のカルバート

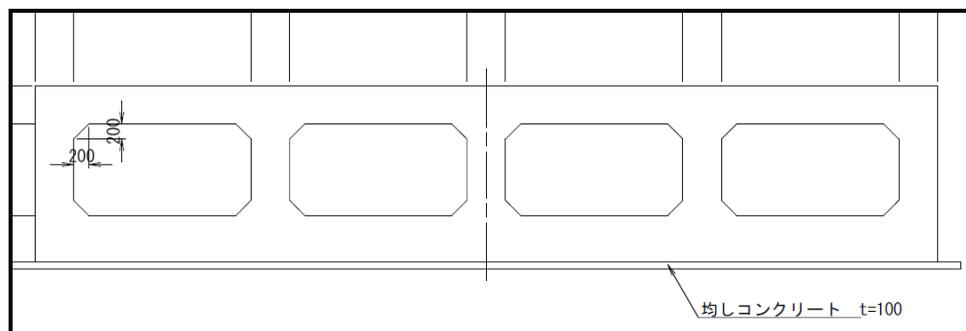


図-2 2連以上のカルバート

3-2. 定期点検

点検方法は、構造物の分類毎に表-4のとおりとする。

表-4 定期点検の方法

構造物	点検方法
鉄筋コンクリート管等(遠心力鉄筋コンクリート管含む)、陶管	下水道維持管理指針実務編(2014版公益社団法人日本下水道協会)第10章第2節第2項 調査に準じて行う
硬質塩化ビニル管、強化プラスチック複合管、高耐圧ポリエチレン管	下水道維持管理指針実務編(2014版公益社団法人日本下水道協会)第10章第2節第2項 調査に準じて行う
大型カルバート	シェッド、大型カルバート等定期点検要領(平成31年3月国土交通省道路局国道・技術課)4.2 定期点検体制、5.状態の把握に準じて行う
カルバート(大型を除く)	道路土工構造物点検要領(令和5年3月国土交通省道路局国道・技術課)6-1 点検の方法に準じて行う
擁壁	道路土工構造物点検要領(令和5年3月国土交通省道路局国道・技術課)6-1 点検の方法に準じて行う
トンネル	道路トンネル定期点検要領(平成31年3月国土交通省道路局国道・技術課)5.定期点検の体制、6.状態の把握に準じて行う

なお、大型カルバートとカルバート(大型除く)の別は、表-3を参考とする。

4. 判定・診断基準

定期点検では、構造物の分類毎に表-5のとおり判定・診断を行い、必要な措置を行うものとする。

表-5 判定・診断基準

構造物	判定・診断基準
鉄筋コンクリート管等(遠心力鉄筋コンクリート管含む)、陶管	下水道維持管理指針実務編(2014版公益社団法人日本下水道協会)第10章第2節第3項 調査結果の判定及び評価に準じて行う ※管渠内径3000mm以上の構造物は、「管渠内径1650mm以上3000mm未満」に準じて行う。
硬質塩化ビニル管、強化プラスチック複合管、高耐圧ポリエチレン管	下水道維持管理指針実務編(2014版公益社団法人日本下水道協会)第10章第2節第3項 調査結果の判定及び評価に準じて行う ※管渠内径3000mm以上の構造物は、「管渠内径1650mm以上3000mm未満」に準じて行う。
大型カルバート	シェッド、大型カルバート等定期点検要領(平成31年3月国土交通省道路局国道・技術課)6.対策区分の判定、7.健全性の診断に準じて行う
カルバート(大型を除く)	道路土工構造物点検要領(令和5年3月国土交通省道路局国道・技術課)6-3 健全性の診断に準じて行う
擁壁	道路土工構造物点検要領(令和5年3月国土交通省道路局国道・技術課)6-3 健全性の診断に準じて行う
トンネル	道路トンネル定期点検要領(平成31年3月国土交通省道路局国道・技術課)7.対策区分の判定、8.健全性の診断に準じて行う

なお、大型カルバートとカルバート(大型除く)の別は、表-3を参考とする。